

令和7年御嵩町議会第3回定例会会議録

1. 招集年月日 令和7年9月5日

2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場

3. 開 会 令和7年9月5日 午前9時15分 議長宣告

4. 会議に付された件名

報告第6号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

報告第7号 令和6年度御嵩町一般会計予算継続費精算報告書の報告について

報告第8号 放棄した私債権の報告について

認定第1号 令和6年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和6年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和6年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和6年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和6年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

認定第6号 令和6年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第46号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第47号 御嵩町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第48号 御嵩町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第49号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）について

議案第50号 令和7年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第51号 令和7年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第52号 令和7年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第53号 御嵩町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第54号 御嵩町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第55号 御嵩宿わいわい館の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について

発議第4号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

議事日程第1号

令和7年9月5日（金曜日） 午前9時15分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

（1）会期

（2）会期及び審議の予定表

日程第3 諸般の報告

議長報告 3件

（1）閉会中の議員の辞職許可について

（2）例月現金出納検査の結果について（報告）（令和7年5月分から7月分まで）

（3）議員派遣報告書

町長報告 3件

報告第6号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

報告第7号 令和6年度御嵩町一般会計予算継続費精算報告書の報告について

報告第8号 放棄した私債権の報告について

日程第4 議案の上程、提案理由の説明及び趣旨説明 17件

認定第1号 令和6年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和6年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和6年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和6年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和6年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

認定第6号 令和6年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第46号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

議案第47号 御嵩町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

議案第48号 御嵩町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

議案第49号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）について

議案第50号 令和7年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第51号 令和7年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第52号 令和7年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第53号 御嵩町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第54号 御嵩町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第55号 御嵩宿わいわい館の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について

発議第4号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

日程第5 議案の審議及び採決 3件

議案第46号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

議案第47号 御嵩町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

議案第48号 御嵩町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

出席議員（11名）

議長 高山由行	2番 広川大介	3番 山田徹
5番 可児さとみ	6番 鈴木秀和	7番 清水亮太
8番 奥村悟	9番 伏屋光幸	10番 大沢まり子
11番 岡本隆子	12番 谷口鈴男	

欠席議員（なし）

欠員（1名）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡辺幸伸	副町長 筒井幹次
教育長 奥村恒也	総務部長兼 庁舎整備室長 山田敏寛
企画部長 岡本拓	民生部長 中村治彦

建設部長	早川 均	総務課長	土谷 浩輝
企画課長	荻曾 弘太郎	まちづくり課長	栗谷本 真
税務課長	丸山 浩史	住民環境課長	金子 文仁
保険長寿課長	日比野 克彦	福祉子ども課長	纏 纏 泰浩
農林課長	大久保 嘉博	上下水道課長	木村 公彦
建設課長	古川 孝	亜炭鉱廃坑 対策室長	有国 敦夫
会計管理者	塚本 政文	生涯学習課長	渡辺 一直

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	日比野 浩士	議会事務局 書記	井上 美佐子
--------	--------	-------------	--------

開会の宣告

議長（高山由行さん）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しています。

したがって、令和7年御嵩町議会第3回定例会は成立しましたので、開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任または嘱託を受けた者は、お手元に配付しております報告書のとおりですので、よろしくお願ひします。

なお、中日新聞社様の撮影の依頼がありましたので、これを許可いたします。

また、教育参事の高木雅春さんから本日の会議に欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。

招集者、町長より挨拶をお願いいたします。

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

皆さん、おはようございます。

本日は令和7年御嵩町議会第3回定例会を招集させていただきましたところ、御参集を賜り誠にありがとうございます。提出いたします数多くの案件につきまして御審議を賜ります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

初めに、本定例会が開催されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

近年、ロシアカムチャツカ半島付近での巨大地震や、日本におきましてもトカラ列島近海の群発地震に加え、昨年発生いたしました日向灘地震や能登半島地震など、大地震が相次いで発生しております。こうした実情を受けまして、南海トラフ巨大地震など大規模地震への備えに対する意識も一層高まっているのではないかと感じているところでございます。

巨大地震発生時には、初動期におきまして人的・物的資源が著しく不足し、町職員だけでは被害把握や救助活動に限界があることが想定されます。このため、発災直後の混乱時にも、自助・共助の理念はとても大切になってくると考えております。

そこで、本年度の防災訓練は、民生委員の皆様をはじめ、消防団や災害協定を結んでおります町内の土木事業者で組織する安全協議会の皆様と連携し、限られた資源の中で最大限の効果が発揮できるよう、共助の体制強化に重点を置いて実施する予定としております。町民全体で支え合う意識の醸成につながる意味におきましても、多くの町民の皆様に参加していただきたいと思います。

岐阜県が募集いたしました政策オリンピックにおきまして、地域クラブと自治会との連携による防災訓練、「まるで縁日のような自治会防災フェスタ」のこのアイデアが高く評価され、見事金賞を受賞いたしました。これは、地域展開された御嵩ぼうさい倶楽部の企画であり、町民の防災意識の高さが認められた成果でもあります。今後の取組においても、大きな励みとなります。

また、本町においては、6月に町内の2つのゴルフ場とゴルフ場施設の使用に関する協定を、7月にはNPO法人Vネットと入浴等支援に関する協定を、また先月には株式会社トイファクトリーとマルモビパートナーシップ協定をそれぞれ締結いたしました。災害時における迅速かつ柔軟な対応体制の構築は、町民の安心の礎となっておりますので、引き続き災害に強い地域を目指し、町民と共に支え合い、備えを確かなものとしてまいります。

続いて、6月の第2回定例会以降の町政及び本町を取り巻く話題のうち、主な事柄について何点か御報告申し上げます。

名鉄広見線について申し上げます。

これまで御嵩町として、みなし上下分離方式による名鉄広見線の存続という方針で協議に臨んでいくということを町民の皆様にお伝えをしてまいりました。関係市町に対して、御嵩町の鉄道存続への思いをお伝えして協議を重ねた結果、先月に一部報道でもありましたとおり、可児市、八百津町及び御嵩町は、みなし上下分離方式による鉄道存続の方針を持ち、令和9年4月からの移行を目指して名古屋鉄道株式会社との協議を進めていくことを決定いたしました。

今後は、設備投資計画や上下の費用負担の考え方、運行期間などの詳細について関係者間で協議を進めてまいります。

以前からお伝えしておりますとおり、この問題は単なる存続ではなく、町の目指すべき姿を実現する手段として、まちづくりをリスタートさせるきっかけであると捉えております。現時点で鉄道存続が決定したわけではございませんが、引き続き地域観光の効果的な移動誘客の手段として生かすことや、住み続けられる地域であるための移動手段という価値を確保しつつ、鉄道自体も地域資源の一つとしてぎわいづくりに生かしていくことを念頭に協議に臨んでまいりたいと考えております。

次に、新庁舎等整備事業について申し上げます。

新庁舎等整備事業につきましては、プロポーザル評価委員会による厳正な審査の結果、大和リース株式会社を代表企業とするグループ企業体が最優秀提案者に決定いたしました。現在、事業契約締結に向け、同企業体と綿密に協議を重ねており、双方合意が整い次第、速やかに仮契約の締結及び本契約に係る議案の提出を行うところでございます。

去る7月27日には、第1回町民ワークショップを開催し、参加者の皆様に具体的なパース図

や平面図などをお示しするとともに、企画提案内容の説明後、テーブルワークを行いました。提案内容に対して、参加者の皆様には熱心に御議論をいただき、前向きで建設的な意見交換が行われました。大変有意義な機会となったことにつきまして、参加者の皆様には改めてお礼申し上げます。皆様にとってよりよい使いやすい庁舎となるよう、いただいた御意見やアイデアは、今後の設計を進めていく中でしっかり検討してまいります。

亜炭鉱跡対策事業について申し上げます。

本町が対策を進める南海トラフ巨大地震旧鉱物防災対策事業、通称旧鉱物対策事業は、6月に各計画地の土地所有者の方々を対象とした事業説明会を実施し、多くの方々に御出席をいただきました。議員の皆様にも御出席いただき、お礼を申し上げます。

旧鉱物対策事業の現在の状況についてでございますが、事業実施における承諾書の提出を各土地所有者の方々にお願いをしており、全体で98%以上の方に御提出をいただいております。そして、それと並行して地盤脆弱性調査業務委託の発注準備を進めており、第5期・第6期計画地を除き、8月27日、29日にそれぞれ契約をしたところでございます。

今後は、早期に調査などに着手し、その調査結果に基づき、亜炭鉱跡対策検討委員会（第三者委員会）の判定を受けまして、対策範囲の確定と防災工事事業費の見込みを立てていきたいと考えております。

また、防災工事におきましては、前事業の備えた事業で計画しており、未着手・未完了となつております第前4期（伏見・比衣地区）及び第前5期（顔戸地区）におきまして、充填孔削孔前の家屋調査を実施しております。必要な調査の実施後に削孔、充填を行っていく計画となっております。

この旧鉱物対策事業からは、基金事業が補助事業となりましたが、補助金を有効に活用できるよう、調査・工事ともに着実に事業を進めてまいります。

中児童館について申し上げます。

第2回定例会において議決をいただきました中児童館の解体工事は、7月31日に事業者と契約を締結、8月からは施設を休館し、現在、解体工事に着手したところでございます。

また、同じく議決をいただきました仮設児童館設計業務委託は、解体後に同敷地内へ速やかに代替施設を設置すべく、代替施設の設計も併せて進めているところでございます。

今後も事業の進捗があり次第、都度状況を報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

町内保育園の空調設備の更新について申し上げます。

この夏は、国内最高気温の更新や全国的に気温が40度を超える日が続くなど、異次元の猛暑となりました。このような背景もあり、7月15日に専決処分をしました令和7年度御嵩町一般

会計補正予算（第4号）により実施予定でありました中保育園の空調設備の更新は、当初の見込みよりも早く、7月中に対象機器を全て更新することができました。

また、当初から予定しておりました上之郷保育園、伏見保育園の空調設備の更新も完了し、この猛暑の中でも園児たちは快適な空間で過ごすことができるようになりました。まだまだ暑い日が続きますが、引き続き子供たちの生命・健康を守る施策を推進してまいります。

国指定重要文化財願興寺本堂修理事業について申し上げます。

本町の小・中学生を対象とした国指定重要文化財願興寺本堂修理工事現場見学会を6月23日、26日、30日の3日間に分けて行い、多くの小・中学生が見学をいたしました。当日は、願興寺の壁から昔の落書きが見つかったことなど、今しか見られない工事の様子を説明していただきました。

また、9月28日には一般の方を対象とした見学会を行います。現在も申込みを受け付けておりますので、多くの方に見学いただけたらと思っております。

これらの現場見学会や70周年補助金の採択事業である願興寺灯りナイトなどのイベントを通して、願興寺完成後改めてお越しいただくなど、新たな誘客に結びつけるよう取り組んでまいります。

みたけファンクラブTake-Miについて申し上げます。

第2回定例会において、ファンクラブの登録者が1,000人を超える、ファンクラブを通じて、とりわけ町民の皆様が日々の暮らしの中にある地域の宝を再発見し、互いに共有し合うことで、町への愛着や誇りを一層深めていただくための重要な機会となっていることを紹介させていただきました。

さらに、6月からは、このファンクラブと今年度まちづくりネットワークの新たなプラットフォームとして立ち上げました「みたけのえんがわ」を連動させ、本町の様々な団体の活動や思いを文章や写真などで投稿することで、ファンクラブ会員とのつながりを深める御嵩町公式noteの投稿を始めるなど、ファンクラブのさらなる充実を図っております。

このほか、ファンクラブのシステムやつながりを活用し、町内のゴルフ場を来訪された方に町内の観光施設などへも興味関心を促す取組として、現在、ゴルフ場と連携したゴルフイベントの準備を進めております。これは、潜在的な観光客である町外または県外のゴルファーの皆様に、御嵩町という地域の魅力をゴルフ場を起点に広めていく新たな仕掛けとして取り組んでいこうというものでございます。

今後は、ゴルフ場をハブとした町内周遊ツアーや特産品紹介なども視野に、地域資源との連携を具体化してまいります。

ファンクラブの活動を通じて、町外の方に本町を知っていただくことはもちろん、町民の皆

様が自らの地域を再確認し、本町の魅力をPRいただけよう、引き続き、発信と参加の両面からみたけファンクラブの取組の充実を図ってまいりたいと思います。

続いて、先ほども少し触れましたまちづくりネットワーク「みたけのえんがわ」について申し上げます。

5月に開催されました第1回「みたけのえんがわ」を皮切りに、まちづくりに取り組む方の想いにスポットを当てたインタビュー記事の発信、そして直近の8月28日には「MITAKE-JUKU」と名づけたまちづくりについて学ぶセミナーを開催いたしました。参加いただいた方からは、町内の個人や活動団体同士が出会い、思いや課題を語り合える場の必要性が改めて感じられた。活動する者同士が連携する機会になるとよいという声も寄せられており、「みたけのえんがわ」が情報交換の場から連携や協働の起点として発展しつつあります。

今後はさらにマッチング機能の充実にも力を入れていき、例えば地域課題をテーマとした小さな協働プロジェクトや活動紹介イベントなども視野に、参加者が実際に動き出すきっかけづくりを模索し、こうした取組を町としても後押ししていきたいと考えております。

今後は、より多くの団体や個人に御参加いただけよう呼びかけを行い、まちづくりの芽が実際のプロジェクトとして動き出すようなネットワークを育ててまいります。

民間副業人材を活用したタウンプロモーションについて申し上げます。

第2回定例会において、民間副業人材としてタウンプロモーションに関して専門的な知見と熱意を持つ外部アドバイザーを選定した旨紹介したところでございますが、去る7月8日には、アドバイザーに就任いただいた荻野孝史氏が本町を来訪されました。

東濃高校や東濃実業高校、四季の家、御嵩城址公園などを訪れ、関係者とお話もしていただく中で、御嵩町の魅力とともに現状や課題などを自ら体感していただきました。

今後は、荻野アドバイザーと共に本町の強みや課題を客観的に見詰め直し、まずは優先すべきターゲットの整理を進めてまいります。

また、町内で暮らす若者や町内の高校へ通学する高校生などと連携しながら、魅力発信の手法についても若者の視点を取り入れながら検討を進めてまいります。そして、町民の皆様に御嵩にはこんな価値があるんだと再認識していただけるような取組につなげてまいります。

その一環として、御嵩町のグッドアンドモアアンケートの実施を現在行っています。グッドとは御嵩町でのよい思い出やエピソード、モアとは御嵩町の改善点、もったいないと思うところなどをアンケートとして洗い出し、最終的な目標として誰もが御嵩町を誇りと思えるような御嵩町の価値明文化を行うものでございます。

秋以降には、分析結果を基に、より戦略的なプロモーション展開に取り組むことで、本町の未来を共に考え、つくり上げていく機運を高めてまいります。

これらの取組は、いずれも始動から数か月が経過し、少しずつ町内外に広がりと動きが生まれつつあります。今後も個々の事業を点で終わらせるのではなく、町民の皆様の思いや力をつなぎ合わせながら、本町の未来を面として描けるよう工夫と改善を重ね、丁寧に取り組んでまいります。引き続き、御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

メルカリShopsについて申し上げます。

株式会社メルカリが運営するインターネット上のフリーマーケット、メルカリShopsを7月に開設し、府内で不要になった備品や使用されなくなった物品の販売を開始いたしました。本町では、これまでプラスチック製容器包装の分別によるごみの減量化及び資源の有効活用や小型家電の宅配回収など様々な取組を進めてまいりましたが、今回のメルカリShops開設は、持続可能な社会の実現を加速させるものと考えております。販売で得られた収益は、町の新たな財源として、環境教育の充実など町民サービスの向上に役立ててまいります。

町民の皆様にとっても、手軽にリユース品を購入できる機会が増えるだけではなく、御家庭で不用になったものをごみではなく資源として捉え、循環型社会の形成に参画するきっかけとなることを期待しております。

町制施行70周年記念事業について申し上げます。

去る6月27日には、町制施行70周年記念事業の一環として、町内保育園の園児を対象に、みたけのええもんを使用した特別給食を提供いたしました。

また、これを皮切りに、7月7日からの1週間を記念給食ウィークと題して、町制施行70周年記念給食、御嵩の食材満載献立、御嵩宿大名の夕飯、飛驒牛献立（ぎふラブ献立）、懐かしい給食献立を町内小・中学校の児童・生徒に提供いたしました。御嵩町の食材や歴史を感じていただける献立を、未来のある子供たちと共に味わうことができたことを大変うれしく思っております。

8月16日には、町内小学生を対象とした子ども水合戦を実施いたしました。気温の高い中の開催ではありましたが、無邪気に水鉄砲で撃ち合う姿、勝利を目指し真剣に取り組む姿など、この特別な年に子供たちの喜ぶイベントを開催できたことを大変うれしく思っております。

最後に、本定例会に提出いたします案件について申し述べます。

まずは、令和6年度決算の概要について触れさせていただきます。

令和6年度の一般会計及び特別会計の決算状況は、歳入総額が対前年比5.1%減の153億4,091万5,209円、歳出総額が対前年比5%減の149億4,537万1,548円となりました。

一般会計決算につきましては、歳入総額が109億4,048万4,421円で、対前年度比5.5%の減額、歳出総額が106億8,515万3,861円で、対前年度比6%の減額となりました。

歳入の主なものを申し上げます。

町税につきましては、物価高騰対策で行われました定額減税による個人所得割が減税したことにより、町税全体で6,377万円の減額となりました。地方特例交付金につきましては、先ほどの定額減税による市町村の減収を補填するものとして地方特例交付金が交付され、7,722万円の増額、国庫支出金につきましては、物価高騰対策で行われました低所得者世帯への現金給付事業や水道基本料金減免事業などに充てられた物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金の交付などにより、2億1,452万円の増額となりました。諸収入につきましては、亜炭鉱跡対策事業助成金の減などにより、15億1,361万円の減額となりました。

続いて、歳出では、新型コロナウイルス感染症対策費の減などによる総務費の減額、亜炭鉱跡対策事業費の減による消防費の減額の一方、物価高騰対策事業に係る経費の増などによる民生費の増額、伏見小学校大規模改造工事に係る事業費が大きく増額となったことなどにより、教育費が8億2,032万円の増額となりました。

これらの結果、歳入歳出差引額は2億5,533万560円となり、ここから翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支は2億2,029万560円となったところでございます。

人事案件につきましては、任期満了や辞任に伴う人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて及び御嵩町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてに関し、それぞれ議案を提出するものでございます。人権擁護委員につきましては新任1名、御嵩町教育委員会委員につきましては再任1名、新任1名となっております。

御嶽宿わいわい館の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定につきましては、令和8年度からわいわい館の管理を直営から指定管理者の管理にすることを予定しており、地方自治法第244条の2第4項の規定により指定管理者にも管理ができるよう基準などを条例で定める必要があることから、改正をするものでございます。

続いて、令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）の概要について御説明を申し上げます。

まず歳入につきましては、地方特例交付金、地方交付税、繰越金の額確定に伴い、1億7,275万7,000円を計上したほか、第2回定例会において補正いたしました定額減税調整給付金（不足額給付）事業につきまして、これまでの調査により当初の見込み給付額の大幅な増加が見込まれることとなったため、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を4,852万2,000円計上しております。

次に、歳出の主なものとして、総務費では、地方財政法の規定により令和6年度決算剰余金の2分の1に当たる金額を財政調整基金積立金として1億1,014万6,000円計上しております。民生費では、物価高騰対策事業である定額減税調整給付金の給付対象者の増加に伴い、関連経費を歳入と同額計上しております。土木費では、町道上之郷200号線沿いの危険木伐採委託料

として330万円、自治会要望などを踏まえた道路の修繕、土砂の撤去、町道の舗装クラック、沈下などに対応するための補修工事など、道路維持費として1,650万円をそれぞれ計上しております。

これらを踏まえ、補正予算額は、歳入歳出とともに2億855万9,000円を追加する内容となっております。

以上、町政及び本町を取り巻く話題とともに、主な提出議案の概要、令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げました。

本定例会に提出する案件といたしましては、町長報告3件、認定案件6件、人事案件3件、一般会計をはじめとする補正予算が4件、条例3件の合計19件でございます。

後ほど担当から詳細について御説明を申し上げます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（高山由行さん）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行さん）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番 可児さとみさん、6番 鈴木秀和さんの2名を指名いたします。

会期の決定

議長（高山由行さん）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る8月4日の議会運営委員会において、本日より9月25日までの21日間と決めていただきました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より9月25日までの21日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、お願いいいたします。

諸般の報告

議長（高山由行さん）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります緑色の諸般の報告つづりを御覧ください。

1. 閉会中の議員の辞職許可について、2. 例月現金出納検査の結果について（報告）（令和7年5月分から7月分まで）、3. 議員派遣報告書、以上の3件について、その写しを配付させていただき、議長報告に代えさせていただきます。

以上で議長報告を終わります。

続きまして、町長報告を行います。

報告第6号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 土谷浩輝さん。

総務課長（土谷浩輝さん）

おはようございます。

それでは、報告第6号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について御報告いたします。

諸般の報告つづり3ページをお願いいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、去る8月5日、監査委員の審査に付し、その意見をつけて報告するものであります。

4ページをお願いします。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの健全化判断比率、さらに公営企業における資金不足比率を一覧表にまとめてあります。監査委員の意見書は、5ページから8ページに掲載させていただきました。いずれも適正に作成されているものと意見をいただいております。後ほどのお目通しをお願いいたします。

それでは、それぞれの比率の算定結果を説明させていただきますので、資料つづりの21ページをお願いいたします。

総括表②です。

初めに、実質赤字比率は、一般会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合であり、左側の表の中ほど、令和6年度一般会計決算の実質収支は小計欄のとおり2億2,029万円の黒字であり、比率としましてはマイナス4.35%になります。

次に、連結実質赤字比率は、一般会計のみならず、特別会計、企業会計を含む全ての会計の

実質赤字が標準財政規模に占める割合であり、連結実質収支も右側の表の下段、合計欄を見ていきますと、10億4,479万4,000円の黒字であり、比率としましてマイナス20.66%になります。

22ページをお願いします。

総括表③です。

こちらは、実質公債費比率の算出経過を表した表です。

実質公債費比率とは、一般会計などが負担する公債費が標準財政規模に占める割合です。中段の右端に掲載しておりますとおり、令和4年度から、令和6年度の3か年の平均で6.4%であり、早期健全化基準である25%を大きく下回っています。

23ページをお願いします。

総括表④です。

将来負担比率は、一般会計などが将来負担すべき借金残高などの実質的な債務が標準財政規模に占める割合であります。算出経過を掲載しておりますが、右下の枠の下に小さい数字がございますが、令和6年度の将来負担比率はマイナス99.1%となり、昨年度に続きバーで表示となりました。

次に、公営企業における資金不足比率の説明をいたしますので、21ページにお戻りください。

公営企業会計が一般会計に大きな影響を及ぼさないよう個々の会計の収支を事前にチェックするため、公営企業会計における資金不足比率というものが定められています。右の表を御覧いただきますと、令和6年度において水道事業会計は5億1,549万円、下水道事業会計は1億6,880万1,000円と、それぞれ剩余額を計上しております、資金不足は発生しておりません。

今後とも、法の目的にもありますように財政の健全性を維持するため、毎年これらの比率を算定し、その結果を議会に報告するとともに、住民へ公表させていただきます。

以上で、報告第6号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての説明を終わります。

議長（高山由行さん）

報告第7号 令和6年度御嵩町一般会計予算継続費精算報告書の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

亜炭鉱廃坑対策室長 有国敦夫さん。

亜炭鉱廃坑対策室長（有国敦夫さん）

報告第7号 令和6年度御嵩町一般会計予算継続費精算報告書について御説明いたします。諸般の報告書のつづり9ページをお願いいたします。

継続費として、令和3年度から令和6年度まで実施しておりました南海トラフ巨大地震に備

えた亜炭鉱跡対策事業が完了いたしました。事業の完了に伴い、地方自治法施行令第145条第2項の規定により継続費精算報告書を調製いたしましたので、報告させていただくものです。

次のページを御覧ください。

款09消防費、項01消防費、事業名は南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業です。全体計画の欄、年割額は御覧のとおりの金額でございますが、表の一番下、合計額は80億3,503万6,000円としておりました。

中央の実績の欄を御覧ください。

事業の実施による各年度の支出済額は御覧のとおりの金額でございますが、表の一番下、支出済額の合計額は79億9,776万8,900円となりました。支出済額の財源内訳のうち、その他の欄にある収入は、亜炭鉱跡防災対策事業助成金でございます。合計金額は79億7,758万6,299円となりました。その隣、一般財源は2,018万2,601円となりました。

以上で、報告第7号、継続費精算報告書の説明を終わります。

議長（高山由行さん）

続きまして、報告第8号 放棄した私債権の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

建設課長 古川孝さん。

建設課長（古川 孝さん）

それでは、報告第8号 放棄した私債権の報告について御説明いたします。

諸般の報告つづり11ページをお願いいたします。

町の私債権について、御嵩町私債権の管理に関する条例第13条第1項第1号の規定により、別紙調書のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告いたします。

次の12ページ、私債権放棄調書をお願いいたします。

放棄した債権名は住宅使用料、代表者は1名で、年度は記載のとおりです。金額の合計は8万8,900円。理由は生活困窮によるものです。放棄決定日は令和7年3月31日です。

以上で、報告第8号の説明を終わります。

議案の上程及び提案理由の説明及び趣旨説明

議長（高山由行さん）

日程第4、議案の上程、提案理由の説明及び趣旨説明を行います。

お諮りします。本定例会に提出されました認定第1号から認定第6号、議案第46号から議案第55号、発議第4号の計17件を一括議題として上程し、提案理由の説明及び趣旨説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件17件を一括議題とし、提案理由の説明及び趣旨説明を求めます。

初めに、決算認定についてです。

認定第1号 令和6年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 土谷浩輝さん。

総務課長（土谷浩輝さん）

それでは、認定第1号 令和6年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

決算認定は、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付することとなっています。令和6年度決算は、この後、各常任委員会へ付託される予定ですので、私からは決算全体の概略説明をさせていただきます。

初めに、決算書111ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。令和6年度の歳入総額は109億4,048万4,421円、歳出総額は106億8,515万3,861円で、歳入歳出差引額は2億5,533万560円です。このうち翌年度への繰り越すべき財源が3,504万円ありますので、実質収支額は2億2,029万560円となりました。昨年度と比較し、3,076万4,547円の増となっております。

次に、183ページをお願いします。

このページから最終ページまでは財産に関する調書であり、公有財産や基金など決算年度中令和6年度中の増減をお示ししています。

183、184ページの公有財産の(1)土地及び建物につきましても、土地の決算年度中増減高の欄に数字が入っていますが、詳細は令和6年度主要な施策の成果に関する説明書の一番最後のページ、59ページに内訳を掲載していますので、決算書と併せて後ほどのお目通しをお願いいたします。

次に、一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書において御説明いたしますので、御準備をお願いします。一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書です。

1ページ、2ページでは、一般会計及び特別会計の決算の概要を簡潔にまとめています。

5ページ、6ページをお願いします。

一般会計の決算総括表の歳入です。

歳入決算額は、先ほども申し上げましたが、収入済額C欄の歳入合計欄に表示してあるとおり109億4,048万4,421円です。対前年度6億4,160万6,690円の減、率にして5.5%の減額となりました。

それでは、前年度決算額と比較し、増減が大きいものを中心に款ごとに説明します。

最初に、款01町税は6,377万円の減となりました。主な減額の理由は、物価高騰対策で行われた定額減税により個人所得割が減少したことなどによるものです。

次に、款02地方譲与税から款12交通安全対策特別交付金までは、それぞれ国税や県税などに基づき交付される各種交付金になります。その中で、款10地方特例交付金を御覧ください。7,722万円の増額となりました。先ほどの定額減税による市町村の減収を補填するものとして、地方特例交付金が交付されています。

次に、款15国庫支出金です。対前年度比で2億1,452万円の増額です。増額の主な要因は、物価高騰対策で行われた低所得世帯への現金給付事業や水道基本料金の減免事業等に充てられた物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付などによるものです。

款21諸収入です。対前年度比で15億1,361万円の減額となりました。これは、亜炭鉱跡対策事業の助成金が減額となったことなどによるものです。

続きまして、7ページ、8ページを御覧ください。

一般会計の歳出決算の総括です。こちらでも増減の大きいものについて説明をさせていただきます。

まず、款02総務費では、対前年度比で3億1,041万円の減となりました。減額の要因は、基金費や新型コロナウイルス感染症対策費の減少などによるものです。

款03民生費は、物価高騰対応対策事業の実施などにより、対前年度比で3億5,787万円の増額となりました。

款09消防費は、亜炭鉱廃坑対策事業の事業量に伴い、対前年度比で15億934万円の減額となりました。

款10教育費は、対前年度比で8億2,032万円の増額となりました。伏見小学校大規模改造工事や小・中学校の維持改修工事などの実施によるものです。

一般会計歳入歳出決算状況につきましては以上となります。

19ページをお願いします。

この19ページから24ページまでが町税等の収入状況表であります。税目ごとにそれぞれ調定期額、収入済額、不納欠損額、収入未済額をお示ししております。

25ページから30ページは、節別の執行状況表を掲載しております。

31ページから34ページは、人件費等の明細表です。予算科目ごとに職員数、人件費の決算額を載せてあります。備考欄には、それぞれの報酬の支払い対象者の内訳を掲載しております。

35、36ページは、各会計の過去10年間にわたる歳出決算額の推移です。

37ページは、地方債の年度末残高の一覧になります。事業区分ごとに借入金額、償還金額、

年度末残高を載せてあります。

令和6年度一般会計におきましては、新たに7億9,087万円の借入れをし、元金5億596万2,000円を償還していますので、差引年度末残高は53億5,013万6,000円で、前年度と比較し2億8,490万9,000円の増となりました。

38ページは、地方消費税交付金のうち社会保障財源化分の使途状況と入湯税の使途状況をお示ししております。

41ページ、42ページは、令和5年度から令和6年度に繰り越した事業の決算額とその特定財源をお示しする資料となっております。

別冊には、主要な施策の成果に関する説明書をお配りしております。

また、この後御報告いただけると思いますが、監査委員による監査審査意見書つづりをお配りしておりますので、併せてお目通しをお願いいたします。

以上で、認定第1号 令和6年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（高山由行さん）

続きまして、認定第2号 令和6年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和6年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 令和6年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、以上3件、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 日比野克彦さん。

保険長寿課長（日比野克彦さん）

それでは、認定第2号、第3号、第4号、3件続けて御説明いたします。

初めに、認定第2号 令和6年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

決算書133ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額が19億9,253万1,410円、歳出総額が19億5,276万7,273円となり、実質収支額は3,976万4,137円となりました。

詳細について説明させていただきますので、令和6年度一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書の9ページをお願いいたします。

歳入です。

款01国民健康保険税は、現年度分と滞納繰越分を合わせた全体の収入済額につきまして、還付未済額を含み3億6,709万4,576円で、被保険者数の減少などにより対前年度2,144万7,083円の減となりました。

不納欠損につきましては、152万1,381円の処分を行いました。

収入未済額につきましては、収入に還付未済額を含み5,475万8,509円、収納率の向上等もあり対前年度721万9,557円の減となりました。収納率は86.7%、対前年度1.3ポイントの増となりました。

款03県支出金は、歳出における保険給付費などに対する交付金で14億4,470万4,175円、医療費などの減額に伴い対前年度1億1,951万5,512円の減となりました。

款05繰入金は、一般会計からの繰入れで1億1,784万3,900円、基金からの繰入れがなかったことなどから対前年度1,421万7,347円の減となりました。

款07諸収入は、国民健康保険税の延滞金、被保険者からの返納金などで865万6,973円、一般被保険者返納金の減額などから対前年度456万9,377円の減となりました。

不納欠損につきましては、一般被保険者返納金の過年度分2万9,624円の処分を行いました。

収入未済額につきましては、一般被保険者返納金として16万5,316円、対前年度1万8,267円の増となりました。

款08国庫支出金は、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金で219万1,000円となりました。

続いて、歳出の説明をさせていただきます。

11ページをお願いいたします。

款01総務費は、国民健康保険業務に係る一般管理費、賦課徴収費などで1,948万6,684円、手数料の増額などにより対前年度125万1,884円の増となりました。

款02保険給付費は13億8,972万7,348円で、医療費の減額などから対前年度1億1,488万3,239円の減となりました。

款03国民健康保険事業費納付金は、県より算定された医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の事業費納付金について国民健康保険税などを財源として県に納付するもので、4億9,712万6,997円、医療費の減額などにより対前年度2,633万6,929円の減となりました。

款04保健事業費は、疾病予防事業、特定健診事業、受診勧奨事業などによるもので2,272万4,863円、委託料の減などにより対前年度261万2,415円の減となりました。

款05基金積立金は、国民健康保険基金へ4万7,709円の積立てを行いました。

款06諸支出金は、令和5年度の保険給付費等交付金の精算に伴う償還金など2,365万3,672円、対前年度1,040万4,229円の増となりました。

主なものを説明いたしましたが、後ほど23ページの収納状況表など、ほかの資料も含めてお目通しのほどをお願いいたします。

以上で、認定第2号 令和6年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての

説明を終わります。

次に、認定第3号 令和6年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

決算書147ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、令和6年度の歳入総額は3億3,030万8,841円、歳出総額は3億1,998万4,583円で、実質収支額は1,032万4,258円となりました。

詳細について説明いたしますので、歳入歳出決算に関する説明書の13ページをお願いいたします。

上段、歳入です。

款01保険料は、後期高齢者医療保険料の特別徴収分と普通徴収分の現年度分、滞納繰越分を合わせた全体の収入総額につきましては、還付未済額を含み2億3,169万600円で、被保険者数の増加などにより対前年度3,147万3,900円の増となりました。

不納欠損につきましては、1万500円の処分を行いました。

収入未済額につきましては、マイナス83万7,400円となっておりますが、収入から還付未済額を除きますと104万8,200円で、対前年度36万2,700円の増となりました。収納率につきましては100.4%となっておりますが、収入から還付未済額を除きますと99.5%、対前年度0.2ポイントの減となりました。

款03後期高齢者医療広域連合支出金は、保健事業などに対する委託料で590万5,621円、ぎふ・さわやか口腔健診委託料の支払い方法変更などにより、対前年度117万5,517円の減となりました。

款04繰入金は、事務費、保険事業費などに対する一般会計からの繰入金で8,412万3,635円、保険基盤安定繰入金の増額などにより、対前年度1,055万1,983円の増となりました。

次に、下段、歳出について説明をいたします。

款01総務費は、後期高齢者医療保険業務に係る一般管理費徴収費で315万8,197円、郵便料の増額などにより対前年度54万4,979円の増となりました。

款02後期高齢者医療広域連合納付金は、後期高齢者医療保険料や基盤安定負担金などを岐阜県後期高齢者医療広域連合に納付するもので3億855万472円、保険料、基盤安定負担金の増額などにより、対前年度3,995万3,220円の増となりました。

款03保健事業費は、ぎふ・すこやか健診、ぎふ・さわやか口腔健診などの事業費で641万278円、ぎふ・さわやか口腔健診委託料の支払い方法変更などにより、対前年度110万6,506円の減となりました。

款04諸支出金は186万5,636円、令和5年度一般会計繰入金の精算による減などにより、対前

年度16万6,629円の減となりました。

主なものを説明いたしましたが、後ほど23ページの収納状況表など、ほかの資料も含めてお目通しのほどをよろしくお願ひいたします。

以上で、認定第3号 令和6年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わります。

最後に、認定第4号 令和6年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

介護保険特別会計につきましては、令和6年度も保険事業勘定と介護サービス事業勘定に分けて執行しております。

初めに、保険事業勘定の決算から説明をいたします。

決算書の171ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額が20億7,643万1,002円、歳出総額が19億8,630万6,296円となり、実質収支額は9,012万4,706円となりました。

詳細について説明いたしますので、歳入歳出決算に関する説明書の15ページをお願いいたします。

上段、歳入です。

款01保険料は、介護保険料の特別徴収分と普通徴収分の現年度分、滞納繰越分を合わせた全額の収入額につきましては、還付未済額を含み4億9,590万4,930円で、対前年度2,221万5,720円の増となりました。

不納欠損につきましては、224万1,400円の処分を行いました。

収入未済額につきましては、収入に還付未済額を含み415万7,180円、対前年度53万2,870円の減となりました。収納率につきましては98.7%、対前年度0.1ポイントの増となりました。

款03国庫支出金は4億15万5,341円で、介護給付費の増額などにより、対前年度1,540万2,308円の増となりました。

款04支払基金交付金は4億8,530万6,008円で、変更申請を行ったことなどにより、対前年度5,151万8,992円の減となりました。

款05県支出金は2億6,083万6,255円で、介護給付費の増額などにより対前年度481万5,110円の増となりました。

款06繰入金は、一般会計と介護サービス事業勘定からの繰入金、合わせて2億7,765万3,904円、基金からの繰入れがなかったことなどから、対前年度9,721万8,457円の減となりました。

続いて、下段、歳出について説明をいたします。

款01総務費は、介護保険業務に係る一般管理費、徴収費などで1,893万1,973円、システム改

修費や認定審査会負担金などの減により、対前年度60万6,594円の減となりました。

款02保険給付費は17億2,931万9,484円で、介護給付費の増額などにより、対前年度2,819万3,496円の増となりました。

款03基金積立金は、介護給付費準備基金へ6,300万3,000円の積立てを行いました。

款04諸支出金は、令和5年度の国・県などの負担金の精算による償還金などで8,230万1,265円、対前年度5,084万6,255円の増となりました。

款05地域支援事業費は9,275万574円、介護予防・日常生活支援総合事業対象者の増加などにより、対前年度80万8,532円の増となりました。

続きまして、介護サービス事業勘定について説明をいたします。

決算書の181ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額が115万9,535円、歳出総額も115万9,535円となり、実質収支額はゼロ円となりました。

詳細について説明いたしますので、歳入歳出決算に関する説明書の17ページをお願いいたします。

上段、歳入です。

款01繰越金は、令和5後年度決算に伴う繰越金で115万9,535円となりました。

下段、歳出です。

款01諸支出費は、介護サービス事業勘定の精算に伴う保険事業勘定への繰出金で115万9,535円となりました。

なお、後ほど23ページの収納状況表など、ほかの資料も含めてお目通しのほどをよろしくお願ひいたします。

以上で、認定第2号、第3号、第4号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（高山由行さん）

続きまして、事業会計に移ります。

認定第5号 令和6年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定第6号 令和6年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 木村公彦さん。

上下水道課長（木村公彦さん）

それでは、上下水道課所管の上程議案2件について御説明させていただきます。

議案書は5ページになります。

今回上程いたしました認定第5号及び認定第6号は、いずれも事業会計の決算について、地方公営企業法第32条第2項及び第30条第4項の規定により、議会の議決及び認定を求めるものでございます。

初めに、認定第5号 令和6年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明いたしますので、別冊の水色の表紙、水道事業会計決算書を御用意願います。

まず、令和6年度の水道事業の概要から御説明させていただきます。

15ページをお願いいたします。

3. 業務の(1) 業務量でございます。

2の年度末給水件数は当年度6,725件で、前年度比48件の増加となりました。続きまして、6の年間総配水量は209万9,355立方メートル、7の年間有収水量は192万6,420立方メートルとなり、8の年間有収率は91.8%、前年度比では0.7ポイントの低下となりました。

続きまして、決算書の1ページ、2ページをお願いいたします。

令和6年度御嵩町水道事業決算報告書でございます。

初めに、1の収益的収入及び支出を御説明させていただきます。

表の左側の区分、右ページの決算額にて御説明いたします。

収入の第1款水道事業収益の決算額は6億2,601万9,081円です。このうち第1項の営業収益は、水道使用料などで4億6,477万2,628円。

第2項営業外収益は、長期前受金戻入などで1億6,124万6,453円。

第3項の特別利益はございませんでした。

次に支出です。

第1款水道事業費用の決算額は5億8,406万6,099円です。このうち第1項の営業費用は、県水受水費、減価償却費などで5億7,661万6,407円。

第2項の営業外費用は、企業債利息、消費税などで744万9,692円。

第3項の特別損失並びに第4項の予備費の支出はございませんでした。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。

こちらは資本的収入及び支出です。

収入から御説明させていただきます。

第1款資本的収入の決算額は1,587万円です。

第1項の負担金は、給水申込金などで1,139万6,000円。

第2項の補助金は、生活基盤施設耐震化等交付金で447万4,000円でした。

次に支出です。

第1款の資本的支出の決算額は1億4,950万6,075円です。このうち第1項の建設改良費は1

億3,673万6,666円。

第2項の償還金は、企業債元金償還金で1,276万9,409円です。

欄外の補填説明でございます。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億3,363万6,075円は、以下のとおり補填いたしました。

次に、5ページをお願いいたします。

損益計算書です。

消費税及び地方消費税は抜きとなっております。

当年度の純利益は、下から4行目に記しました3,177万4,711円となりました。これに前年度繰越利益剰余金とその他未処分利益剰余金変動額を合わせた当年度未処分利益剰余金は8,091万3,299円です。

次の7ページは剰余金計算書となります。後ほどお目通しいただき、8ページをお願いいたします。

剰余金処分計算書です。

先ほど5ページの損益計算書にて御説明いたしました当年度未処分利益剰余金8,091万3,299円のうち、議会の議決による処分額として3,177万4,711円を建設改良積立金に積み立て、1,276万9,409円を資本金へ組み入れようとするものでございます。

以降、9ページ、10ページには貸借対照表、11ページには決算附属書類といたしまして、12ページ、13ページは事業の概況、14ページには改良工事の概況、15ページからは業務の内容を掲載しております。

19ページをお願いいたします。

キャッシュ・フロー計算書になります。

令和6年度中の現金の増減を業務活動、投資活動、財務活動ごとにお示ししたもので、最下段の資金期末残高は5億4,337万5,221円となりました。

20ページから22ページは収益費用明細書、23ページは資本的収入及び支出、24ページから25ページは固定資産明細書、26ページは企業債明細書です。令和6年度末の未償還残高は、表の一番下段、8,315万2,246円となります。

27ページから28ページは、消費税及び地方消費税額算出表となります。

以上で、認定第5号 令和6年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について説明を終わります。

続きまして、認定第6号 令和6年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明いたしますので、別冊の桜色の表紙、下水道事業会計決算書の御用意をお願いいたします。

します。

まず、令和6年度の下水道事業の概要から御説明させていただきます。

15ページをお願いいたします。

3の(1)業務量です。

2の処理区域内人口は当年度1万3,745人で、前年度比53人の減少となりました。続きまして、6の年間汚水処理水量は143万7,055立方メートル、7の年間有収水量は114万1,309立方メートルとなりましたので、8の年間有収率は79.4%、前年度比では14.2ポイントの上昇となりました。

続きまして、決算書の1ページ、2ページをお願いいたします。

令和6年度の御嵩町下水道事業決算報告書でございます。

初めに、1の収益的収入及び支出を御説明させていただきます。

表の左側の区分、右ページの決算額にて御説明いたします。

収入の第1款下水道事業収益の決算額は6億1,812万4,654円です。このうち第1項の営業収益は、下水道使用料収入などで2億434万3,397円。

第2項営業外収益は、他会計負担金、他会計補助金、長期前受金戻入などで4億1,378万1,257円でした。

第3項の特別利益はございませんでした。

次に支出です。

第1款下水道事業費用の決算額は5億5,455万5,165円です。このうち第1項の営業費用は、減価償却費、流域下水道維持管理負担金、委託料などで5億253万4,611円。

第2項の営業外費用は、企業債利息などで5,202万554円。

第3項の特別損失並びに第4項の予備費の支出はございませんでした。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。

こちらは資本的収入及び支出です。

収入から御説明いたします。

第1款資本的収入の決算額は1億9,982万3,900円です。このうち第1項の企業債は下水道事業債で4,480万円。

第2項の出資金は、一般会計からの出資金1億3,304万1,000円。

第3項の他会計補助金は、一般会計からの補助金1,290万7,000円。

第4項補助金は、下水道整備に伴う国の補助金で480万円。

第5項受益者負担金及び分担金は、下水道整備に伴う受益者負担金などで427万5,900円です。

次に支出です。

第1款の資本的支出の決算額は4億5,038万8,888円です。このうち第1項の建設改良費は7,526万6,370円。

第2項の償還金は、企業債元金償還金で3億7,512万2,518円です。

欄外の補填説明でございます。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額2億5,056万4,988円は、以下のとおり補填いたしました。

次に、5ページをお願いいたします。

損益計算書です。

消費税及び地方消費税は抜きとなっております。

当年度純利益は、下から3行目に記しました5,797万8,309円です。その下、その他未処分利益剰余金変動額が5,537万5,402円であり、一番下の行ですが、当年度未処分利益剰余金は1億1,335万3,711円となります。

次の7ページは剰余金計算書となります。後ほどお目通しいただき、8ページをお願いいたします。

剰余金処分計算書です。

先ほど5ページの損益計算書にて御説明いたしました当年度未処分利益剰余金1億1,335万3,711円のうち、議会の議決による処分額として5,797万8,309円を減債積立金に積み立て、5,537万5,402円を資本金へ組み入れようとするものでございます。

以降、9ページ、10ページには貸借対照表、11ページには注記、決算附属書類として、12ページからは事業の概況、14ページからは改良工事の概況、15ページからは業務内容を掲載してございます。

18ページをお願いいたします。

キャッシュ・フロー計算書になります。

令和6年度中の現金の増減を業務活動、投資活動、財務活動ごとにお示ししたもので、最下段の資金期末残高は1億8,276万5,949円となりました。

19ページから21ページは収益費用明細書、22ページは資本的収入及び支出、24ページから25ページは固定資産明細書、26ページから30ページは企業債明細書です。

30ページに令和6年度末の未償還残高を記載しています。表の一番下段、28億3,623万2,765円になります。

31ページから32ページは消費税及び地方消費税算出表となります。

以上で、認定第6号 令和6年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について説明を終わります。

2件の議案について御説明させていただきました。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（高山由行さん）

ここで監査委員より、ただいま説明のありました決算認定に対する審査結果の報告をしていただきます。

監査委員 山田徹さん。

監査委員（山田 徹さん）

おはようございます。

決算審査の意見書の報告をさせていただきます。

それでは、お手元の令和6年度決算審査意見書つづりをお開きいただき、2ページを御覧ください。

令和7年8月15日付けで作成したものでございますが、御嵩町長 渡辺幸伸様宛て、御嵩町監査委員 安藤雅博、それから私、山田徹の2人で審査をしております。

令和6年度各会計歳入歳出決算の審査意見について、地方自治法第233条第2項の規定により、令和6年度各会計歳入歳出決算書及び証拠書類その他政令で定める書類を審査した結果、次のとおり意見を提出する。

その下、1. 審査の概要としましては、審査対象は御覧の4件の決算でございます。

審査の期日は、令和7年8月5日、6日、8日の3日間、役場第2委員会室にて行いました。

審査の手続については、各決算書、事項別明細書、各調書や書類に関しまして下3つの事項、①予算執行の適正、効率性、②各計数の正確性、③財産の取得、管理及び処分の適正執行の確認等に主眼を置いて審査させていただきました。

2. 審査の結果については、3ページの2行目から3項目ありますように、①予算の執行は適正かつ効率的に行われていると認められた。②決算の計数は正確であると認められた。それから、③財産の取得、管理及び処分は適正に行われていると認められたでございます。

総括につきましては、お目通しをいただきたいと思います。

それから、その下に行きまして、意見の中の共通事項ですが、2つ目の②収納管理について、滞納整理における対象者が重複する場合において、担当課間での連携を密に事務を進めるよう意見を付しました。

それから、その下の③不納欠損処理について、厳格な滞納整理の結果として適正な事務執行が行われていると認められますが、十分な調査と交渉の記録を確実に残した中で処理を行っていただくよう意見をつけました。

ページ一番下、④契約事務について、審査対象として抽出されたものに関して「御嵩町契約等事務の手引き」に基づいて必要書類等の確認をした結果、数点の指摘はあったものの、おお

むね適正に処理されていました。

以下、4ページから5ページにかけての各課に対する意見は、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

それから、6ページに行きまして、定額資金運用基金審査、国民健康保険高額医療費資金貸付基金の運用について審査をしました結果、適正に処理されているものと認めております。

次の7ページ、水道事業会計決算でございますが、これは8月8日に審査をしております。

一番下、(1)経営の状態について、業務内容を見ると、令和6年度の全体配水量や有収率は5年度と比較して若干減少が見られましたが、経営状態は保たれているという判断で審査結果を報告させていただきます。

以下は後ほどお目通しを願いたいと思います。

それから、9ページは下水道会計ですが、こちらも8月8日に審査をしております。

10ページ上の(2)有収率については、前年度と比べ14.2ポイント上回っており、これはこれまでの不明水対策の効果の現れとして評価をしたいと思いますが、引き続き努力されるようお願いする意見を付しております。

以上、総体的に全ての会計において計数等に関して適正に処理されているということを確認しておりますので、決算審査の意見として報告させていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（高山由行さん）

監査委員は御苦労さまでした。

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は11時5分とします。

午前10時50分 休憩

午前11時05分 再開

議長（高山由行さん）

休憩を解いて再開いたします。

休憩前に引き続いて、人事案件に移ります。

議案第46号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて、議案第47号 御嵩町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて、議案第48号 御嵩町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて、以上3件、朗読を省略し、説明を求めます。

副町長 筒井幹次さん。

副町長（筒井幹次さん）

それでは、議案第46号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて説明を差し上

げます。

議案つづり 6 ページをお願いいたします。

人権擁護委員は御嵩町から 5 名の方に委嘱されておりますが、そのうち 1 名の方が本年 12 月 31 日をもって任期満了となりますので、後任の方を推薦させていただきたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

推薦させていただく方は、八神浩さんです。昭和 35 年 3 月 29 日生まれ、住所が御嵩町中切 1239 番地です。

任期は令和 8 年 1 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日までの 3 年間です。

資料つづりの 3 ページに履歴書を掲載しておりますので、お目通しの上、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第 47 号、議案第 48 号の 2 議案ですが、ともに教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて、続けて説明をさせていただきます。

まず、議案つづり 7 ページをお願いいたします。

議案第 47 号です。

次の者を御嵩町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

現教育委員会委員の山口健さんが本年 9 月 30 日をもって任期満了となります。引き続き再任をお願いいたしたく、同意を求めるものであります。

生年月日は昭和 40 年 7 月 6 日、住所は御嵩町大久後 7697 番地です。

任期は令和 7 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの 4 年間になります。

次に、議案つづり 8 ページをお願いいたします。

議案第 48 号です。

現教育委員会委員の田中妙子さんから、本年 9 月 30 日をもって辞任したい旨の申出があり、教育委員会において承認をされました。後任として次の方にお願いをいたしたく、同意を求めるものであります。

任命を予定している方は、亀谷仁映さんです。生年月日は昭和 49 年 5 月 7 日、住所は御嵩町中 1265 番地 1 です。

任期は前任者の残任期間である令和 7 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日までの 3 年間になります。

資料つづりの 4 ページと 5 ページにお二人の履歴書を掲載しておりますので、お目通しの上、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（高山由行さん）

続いて、補正予算に移ります。

議案第49号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 土谷浩輝さん。

総務課長（土谷浩輝さん）

それでは、議案第49号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）について御説明いたします。

一般会計補正予算書（第6号）の2ページをお願いいたします。

第1条第1項におきまして、歳入歳出予算の総額に2億855万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を93億3,855万3,000円とする旨、規定しています。

第2条では繰越明許費の設定を、第3条では債務負担行為の補正について、第4条では地方債の補正について規定しています。

それでは、まず繰越明許費について御説明いたしますので、7ページを御覧ください。

今回、1件の繰越明許費を設定しております。

款02総務費、項01総務管理費のまちづくり活動等応援補助金で、金額を200万円としています。町民の創意工夫によるまちづくり活動が、年度をまたいだ事業の実施でも柔軟に対応できるよう、あらかじめ繰越明許費を設定するものです。

続きまして、債務負担行為の補正について御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

今回、ふるさと納税支援業務委託料1件を追加しております。期間は令和7年度から令和10年度、限度額はふるさと納税支援業務委託契約に基づく御嵩町が負担すべき額としております。これは、現行のふるさと納税支援業務について、次年度以降の業務を複数年契約とすることによる債務負担行為の設定でございます。

9ページをお願いいたします。

地方債の補正について御説明いたします。

今回は変更が2件、廃止が1件です。

まず、変更について御説明いたします。

地方道路等整備事業は、補正前限度額4,650万円から750万円を増額し、補正後限度額を5,400万円としております。これは町道の道路維持工事に充てるものです。

次の伏見小学校大規模改造事業は、補正前限度額6億3,270万円から140万円増額し、補正後限度額を6億3,410万円としております。これは伏見小学校のネットワーク移設等業務に充てさせていただきます。

次の表、廃止について説明いたします。

デジタル活用推進事業として5,400万円を計上しておりましたが、全額を減額させていただきます。減額する理由についてですが、今回予定していましたデジタル活用推進事業債は、令和7年度に新設されましたが、令和7年4月に示された同意基準では、職員の内務管理用パソコンが地方債の対象外と整理されました。そのため、地方債を充てられなくなったことにより廃止といたします。

12ページをお願いいたします。

次に、歳入について説明させていただきます。

一番上の表、款10地方特例交付金640万8,000円と、その下の表、款11地方交付税7,605万9,000円は交付額確定による増額です。

款15国庫支出金、目01総務費国庫補助金は、戸籍への振り仮名記載に伴うシステム改修への補助金として81万4,000円の増額、目02民生費国庫補助金は物価高騰対策事業への補助金として4,852万2,000円の増額です。

13ページをお願いします。

一番上の表、目01総務費委託金は、入管法等の一部改正による在留カード・住居地届出等の窓口専用端末設置に対する委託金になります。

款16県支出金、目01民生費県負担金は、国民健康保険税本算定に伴う751万9,000円の減額。

次の表、目06教育費県補助金は、中山道みたけ館で行いますぎふ木育教室の教材購入への補助金になります。

一番下の表、目04土木費委託金10万2,000円は、1級河川除草委託団体の加入団体の増加に伴うものです。

次のページ、14ページをお願いします。

一番上の表、款19繰入金の目01財政調整基金繰入金は、今回の補正予算に伴う財源調整です。その下、目07森林環境整備基金繰入金200万円は、支障木や危険な樹木の撤去事業に伴い、基金から繰入れを行っております。

次の表、目01後期高齢者医療特別会計繰入金と、目02介護保険特別会計繰入金は、令和6年度の精算による過大交付分の返還になります。

一番下の表、款20繰越金9,029万円は、令和6年度決算余剰金の確定による増額です。

15ページをお願いします。

款21諸収入、目06雑入、節02民生費雑入は、後期高齢者医療療養給付費負担金と低所得者保険料軽減負担金の精算金になります。

節03衛生費雑入は、ボトル to ボトル水平リサイクル開始に伴い、ペットボトル売却代金と

して11万7,000円の増額です。

次の表、款22町債は、先ほど地方債補正で御説明したとおりです。

続いて、歳出について御説明いたしますので、16ページをお願いいたします。

今回、4月の人事異動に伴う給与費の補正を行っておりますが、説明は省略させていただきます。

まず2つ目の表、款02総務費、目01一般管理費の節01報酬は、ふるさと納税支援業務の業者選定をプロポーザル方式で行うため、委員報酬を増額しております。

節18負担金、補助及び交付金は、町制70周年記念町民企画応援活動等補助金について、補助申請団体の増加により64万1,000円を増額しています。

次に、目06庁舎整備費は、新庁舎事業用地の土地鑑定再評価により82万8,000円を増額しております。

目15諸費は、過誤納金還付金として400万円増額しています。これは、国・県補助金の精算による返還分や税金の還付見込みに基づき、必要な額を計上しております。

目16基金費は、財政調整基金積立金を1億1,014万6,000円補正しています。これは、地方財政法に基づき、決算余剰金の2分の1以上を積み立てるものであります。

17ページをお願いします。

真ん中の表、目01戸籍住民基本台帳費の節17備品購入費は、在留カード・住居地届出等の窓口専用端末の購入と庁舎内の総合行政システムの標準化に伴い、新システムに対応した機器を購入するため、66万4,000円を増額しています。

次の表、款03民生費、目02国保年金事務等取扱費、節12委託料は、年金生活者支援給付金事務のため国民年金システム改修委託料として14万9,000円の増額、節27繰出金は、国民健康保険税本算定に伴う基盤安定繰出金の減額補正と子ども・子育て支援金徴収のためのシステム改修への事務費繰出金を増額補正しております。

18ページをお願いいたします。

目04老人福祉費、節27繰出金と目05介護保険費、節27繰出金は、令和6年度の精算に伴う繰出金の補正になります。

次の目08後期高齢者医療費、節27繰出金は、子ども・子育て支援金徴収のためのシステム改修への繰出金になります。

目10物価高騰対策費は、定額減税調整給付金事業について、通信運搬費や振込手数料の役務費、封入封緘作業の委託料、給付金の負担金補助及び交付金、合わせて4,852万2,000円を増額しています。

19ページをお願いします。

目06家庭児童福祉費、節18負担金、補助及び交付金は、ファミリー・サポート・センターの利用者の増加を見込みまして、16万8,000円の増額。

20ページをお願いします。

一番上の表、款04衛生費、目06環境衛生費、節12委託料は、ボトル t o ボトル水平リサイクルの開始に伴い、ペットボトル中間処理保管業務料が発生しますので、11万5,000円を増額しています。

次の表、款06農林水産業費、目03農業振興費、節07報償費は、イノシシの捕獲数の増加を見込み、180万円の増額です。

21ページをお願いします。

一番上の表です。

目02林業振興費の節18負担金、補助及び交付金は、危険木の伐採補助金を増額補正させていただきます。

真ん中の表、款07商工費、目02商工振興費、節18負担金、補助及び交付金は、ビジネスチャレンジサポート補助金の申請件数の増加により増額補正をさせていただきます。

一番下の表、款08土木費、目01土木総務費、節12委託料を340万2,000円増額させていただきます。

増額理由は、次のページの一番上になります。

1つは河川の除草団体が増加したことによるもの、もう一つは町道の危険木伐採等委託料を追加しております。

2番目の表をお願いします。

目02道路維持費、節10需要費と節13使用料及び賃借料は、自治会などからの要望に対応するため、それぞれ増額しております。節14工事請負費は、町道の舗装補修工事として750万円増額しております。

24ページをお願いします。

真ん中の表、款10教育費、目01学校管理費、節12委託料は、伏見小学校のネットワーク移設に伴い190万7,000円の増額。節14工事請負費は、御嵩小学校への落雷による受電設備工事の実施に伴い141万1,000円を増額しております。

一番下の表、目02教育振興費は、令和7年度地方交付税の算定により、共和中学校の交付税相当額を増額しております。

25ページをお願いします。

上の表の目08図書館費、節10需要費は、中山道みたけ館の1階視聴覚室準備室内装の修繕に伴い、47万3,000円の増額。

26ページをお願いします。

款12公債費、目01元金と目02利子は、利率見直しなどによりそれぞれ補正をさせていただきます。

次のページの27ページから30ページには給与費明細書、31ページには債務負担行為に関する調書、32ページには地方債の現在高の見込みに関する調書をおつけしておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第49号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（高山由行さん）

議案第50号 令和7年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第51号 令和7年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第52号 令和7年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、以上3件、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 日比野克彦さん。

保険長寿課長（日比野克彦さん）

それでは、議案第50号、第51号、第52号、3件続けて御説明いたします。

初めに、議案第50号 令和7年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

補正予算書つづり34ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ656万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億7,076万3,000円とするものです。

明細について説明いたします。

38ページをお願いいたします。

歳入です。

款01国民健康保険税、目01一般被保険者国民健康保険税は、本算定による補正で1,453万円の減額となります。

款03県支出金、目01保険給付費等交付金は、対象科目の拡大に伴う普通交付分の増額で375万2,000円の増額となります。

款05繰入金、項01他会計繰入金、目01一般会計繰入金は、国民健康保険税の本算定に係る保険基盤安定繰入金の減額などで353万9,000円の減額となります。

39ページをお願いいたします。

項の02基金繰入金、目01国民健康保険基金繰入金は、歳入歳出額調整のため2,600万円の増

額となります。

款06繰越金は、令和6年度の実質収支確定により511万8,000円の減額となります。

40ページをお願いいたします。

歳出です。

款01総務費、目01一般管理費は、子ども・子育て支援金に係るシステム改修委託料で648万5,000円の増額となります。

款02保険給付費の項04出産育児諸費とその下、項05葬祭諸費は、ともに保険給付費等交付金の増額に伴う財源内訳の変更となります。

款03国民健康保険事業費納付金は、項01医療給付費分と、41ページの一番上、項02後期高齢者支援金等分、その下、項03介護納付金分とともに保険税の本算定による保険基盤の安定繰入金の変更に伴う財源内訳の変更となります。

款07予備費は、歳入歳出額の調整により8万円の増額となります。

以上で、議案第50号 令和7年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

続いて、議案第51号 令和7年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正予算書44ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,006万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億4,806万3,000円とするものです。

明細について説明いたします。

47ページをお願いいたします。

歳入です。

款04繰入金、目01事務費繰入金は、システム改修に伴う事務費繰入金で321万8,000円の増額となります。

款06繰越金は、令和6年度の実質収支確定により684万5,000円の増額となります。

48ページをお願いいたします。

歳出です。

款01総務費、目01一般管理費は、子ども・子育て支援金に係るシステム改修委託料で321万8,000円の増額となります。

款04諸支出金、目01一般会計繰出金は、令和6年度の一般会計繰入金の精算に伴い、160万4,000円の増額となります。

款05予備費は、歳入歳出額調整として524万1,000円の増額となります。

以上で、議案第51号 令和7年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

最後に、議案第52号 令和7年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正予算書の50ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,780万円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億6,780万円とするものです。

明細について説明いたします。

54ページをお願いいたします。

歳入です。

款01保険料、項01介護保険料は、介護保険料の本算定によるもので、特別徴収分、普通徴収分、合わせて549万9,000円の増額となります。

款04支払基金交付金、目02地域支援事業交付金は、令和6年度の介護予防事業に係る地域支援事業費の精算に伴い、72万2,000円の増額となります。

款06繰入金、項01一般会計繰入金は、令和6年度分の精算に伴い、目02、介護予防事業分の地域支援事業繰入金が33万5,000円の増額、目04低所得者保険料軽減繰入金が137万9,000円の増額、目05その他繰入金が13万5,000円の増額となります。

55ページをお願いいたします。

款08繰越金は、令和05年度実質収支確定により6,973万円の増額となります。

56ページをお願いいたします。

歳出です。

款03基金積立金、目01介護給付費準備基金積立金は、令和6年度決算に伴う繰越金等を介護給付費準備基金に積み立てるため、7,300万円の増額となります。

款04諸支出金、目01一般会計繰出金は、令和6年度の一般会計繰入金の精算に伴い、711万4,000円の増額となります。

款05地域支援事業費、項01介護予防・日常生活支援総合事業費は、みたけ健康館のエアコンを更新するため31万円の増額となります。

項02包括的支援事業・任意事業費は、人事異動等に伴う人件費の補正で286万4,000円の減額となります。

57ページをお願いいたします。

款07予備費は、歳入歳出額調整として24万円の増額となります。

58ページ、59ページは人件費の明細となります。お目通しをお願いいたします。

以上で、議案第50号、第51号、第52号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（高山由行さん）

次に、条例案件についてです。

議案第53号 御嵩町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 土谷浩輝さん。

総務課長（土谷浩輝さん）

それでは、議案第53号 御嵩町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりは11ページになりますが、説明は資料つづりにて行います。

6ページをお願いいたします。

今回の条例改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児を行う職員が仕事と家庭をより両立しやすくするため、町の部分休業制度など拡充を図るものです。

主な改正内容は3つの条例にわたります。

まず第1条関係、御嵩町職員の育児休業等に関する条例は、部分休業制度の拡充になります。これまで1日につき2時間を超えない範囲で、勤務時間の始めか終わりに限って取得できましたが、改正後は①②の2つの形態から選べるようになります。

①は従来どおり1日2時間までの部分休業ですが、取得できる時間帯が勤務時間の始めと終わりを問わず取得可能になります。

②は年間10日相当の範囲内で1時間を基本単位とし、常勤職員であれば年間77時間30分を勤務しないというものです。

また、非常勤職員が部分休業を取れる対象となる子供の年齢も拡大し、現行の3歳までから小学校就学の始期までに引き上げます。

次に、第2条関係、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例です。これは、第1条関係での部分休業制度の改正に合わせ、該当箇所を改正するものです。

最後に、第3条関係、御嵩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例です。妊娠・出産時や育児期の職員に対し、面談などを通じて両立支援制度を周知し、制度の利用や働き方の意向を確認し、その意向に配慮することを義務づけています。これにより、職員が子供の成長段階に応じ、柔軟な働き方を選択できるように支援します。

施行日は令和7年10月1日となります。

次のページの7ページから13ページまでが新旧対照表となっておりますので、後ほどお目通

しいただきますようお願ひいたします。

以上で、議案第53号 御嵩町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（高山由行さん）

議案第54号 御嵩町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

企画課長 荻曾弘太郎さん。

企画課長（荻曾弘太郎さん）

議案第54号 御嵩町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりは14ページですが、資料にて御説明いたしますので資料つづりの14ページをお願いいたします。

改正趣旨にありますとおり、環境モデル都市行動計画は令和5年度末をもちまして計画期間が満了しております。そして、令和6年度末に内閣府へ総括報告の提出を完了したことで、今後は内閣府への報告が不要となりました。それにより、環境モデル都市推進協議会の役割も終了し、同協議会を廃止したことに伴いまして、条例の一部を改正するものです。

概要には、これまで同協議会の位置づけ、具体的な役割を記載しております。町が内閣府へ提出する報告書作成のため、環境モデル都市行動計画の活動実績や進捗状況等を外部有識者の方などにより御協議いただいておりました。先ほども申し上げましたとおり、この報告書の提出が不要となり、協議会としての役割が終了したことから、今回の改正では別表から環境モデル都市推進協議会の項を削除するものでございます。

施行日は、公布の日です。

また、資料つづり15ページから新旧対照表を載せておりますので、お目通しいただきますようお願いいたします。

以上で議案第54号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（高山由行さん）

続きまして、議案第55号 御嵩宿わいわい館の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

まちづくり課長 栗谷本真さん。

まちづくり課長（栗谷本 真さん）

それでは、議案第55号 御嵩宿わいわい館の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について御説明をさせていただきます。

お手元の議案書つづりでは15ページになりますが、詳細につきましては資料つづりの17ページに基づいて説明をさせていただきます。

今回の条例改正の趣旨でございますが、観光情報等の発信や特産品等の販売を通して、今後、御嶽宿わいわい館が観光客や関係人口の受入れ・交流拠点として、これまで以上に効果的に利活用されることを目的に、令和8年度をめどに同館を指定管理者の管理とするためのものでございます。

指定管理者に管理を行わせるためには、地方自治法第244条の2第3項の規定によりまして、その旨を条例で定めることが必要であることから、今回管理の基準及び業務の範囲等について条例の改正を行うものでございます。

また、併せまして、第三者の使用に係る規定を削除するものでございます。

施行日は、公布の日となります。

今回は条例の全部改正となっておりますので、条例の内容につきましては議案書つづりの15ページ以降に記載をしてございますので、お目通しください。

以上で議案第55号について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（高山由行さん）

次に、発議についてです。

発議第4号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書については、議会事務局長に朗読をさせます。

議会事務局長 日比野浩士さん。

議会事務局長（日比野浩士さん）

朗読いたします。

発議第4号

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書を次のとおり提出する。

令和7年9月5日 提出

提出者	御嵩町議会議員	鈴木秀和
賛成者	〃	岡本隆子
〃	〃	可児さとみ
〃	〃	広川大介

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つであり、人権国家を標ぼうするわが国にとってはもちろん、住民がえん罪被害者となり得る地方自治体にとっても、えん罪の防止やえん罪被害の救済は重要な課題である。

えん罪被害を救済するための制度としては「再審」がある。しかし、その手続きを定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このため、再審請求手続きの審理の進め方は、事件を担当する裁判所によって異なっており、再審請求手続きの審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要であり、えん罪被害を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要不可欠である。しかし、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、そのため、裁判所や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律が制定されなければならない。

また、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害の速やかな救済が妨げられている。再審開始決定がなされたのであれば、検察官の不服申立てを認めず、速やかに再審公判に移行すべきである。

よって、国においては、えん罪被害を一刻も早く救済するために、刑事訴訟法の再審規定について、これらの趣旨を踏まえた改正を速やかに行うよう強く希望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

岐阜県御嵩町議会

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

法務大臣 様

内閣官房長官 様

以上です。

議長（高山由行さん）

朗読が終わりましたので、ここで発議第4号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書について、提出者より説明を求めます。

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

それでは、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書について説明を申し上げます。

冤罪、これは、いつ誰が巻き込まれるかも分かりません。本人、家族、知人が巻き込まれるかもしれません。他人事ではありません。冤罪はあってはならないこととの思いは、皆さん同じだと思います。他人事でなく自分事と考えれば、何かをしないといけないと思うのは私だけではないと思います。

今回の意見書の内容は、先ほど朗読いただいたとおり、捜査機関の手元にある証拠を利用するよう開示させる仕組み、裁判所の再審開始決定につき検察官の不服申立てを認めない、特にこの2点の法制度の不備について是正を求める内容です。

具体的にどのように是正するのか、是正することにより別の問題が発生しないかなどは、法律の専門家に委ねなければならないと思います。法整備に関わる難しい問題であり、同情心と聞きかじったにわか知識だけで判断することは無責任だ。あるいは、専門家の判断を待つべきであり、ほとんど知見を持たない地方議会が一致した意見として立法府に対して意見書を提出する問題ではないといった意見もあるでしょう。私は、そうではないと思っています。

現行の法制度で苦しんでいる人がいることを知りながら、法律の詳しいことは分からぬ何もしないのは、それこそ無責任ではないでしょうか。冤罪が実際に起きている現実がある以上、被害者を速やかに救済する仕組みは必要です。まずは、こうした声を国や政府に上げることは、一地方議会としても必要なことと考えます。

最後に参考まで申し上げますと、岐阜県内42の県・市町村議会のうち、これまでに33議会、パーセントにして78%の議会が同内容の意見書を採択しています。さらに、弁護士協会からの情報で、この9月議会でさらに4つの議会、笠松町、養老町、七宗町、坂祝町で採択が見込まれているとのことです。改正を求める声は確実に広がっています。

以上のとおり、刑事訴訟法の最新規定の改正を求める意見書の提出について、御賛同をいただきたいと思います。以上です。

議長（高山由行さん）

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は13時ちょうどといたします。

午前11時54分 休憩

午後1時00分 再開

議長（高山由行さん）

休憩を解いて再開をいたします。

議案の審議及び採決

議長（高山由行さん）

日程第5、議案の審議及び採決を行います。

議案第46号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第46号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて採決を行います。

本件に対する議会の意見については適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、本件に対する議会の意見については適任とすることに決定いたしました。

議長（高山由行さん）

議案第47号 御嵩町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第47号 御嵩町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて採決を

行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第47号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長（高山由行さん）

議案第48号 御嵩町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第48号 御嵩町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第48号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

散会の宣告

議長（高山由行さん）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は9月11日午前9時より開会しますので、よろしくお願ひします。

これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後1時03分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 可 児 さ と み

署 名 議 員 鈴 木 秀 和

